

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針		
1	全般	<p>従来より経営指導・相談体制の拡充は金融機関に求められているが、指導・相談体制の記録という点では十分な体制の構築が現状では出来ていない。経営指導・相談時に金融機関固有のナンバリングをした書面を顧客に提示して、指導・相談時に顧客と金融機関相互で内容保有するような、取り組みを求めてもよいのではないかと。</p>
2	全般	<p>金融機関は、改善・再生の可能性が認められない等の正当な理由があると認められるときは、債務者からの申し込みに応じないことができる旨、確認していただきたい。</p> <p>また、金融機関が、基本方針において、どのような場合に債務者からの申し込みに応じないことができるかについて記載しても差し支えないことを確認していただきたい。</p>
3	全般	<p>中小企業金融円滑化指針の運用に当たっては、特に、信用組合の規模や地域、業域、職域等の特性に配慮した対応を周知徹底するとともに、信用組合の態勢整備等について、過度な負担とならないよう配慮願いたい。</p>
4	全般	<p>一部の金融機関に返済猶予を申し込むと他の金融機関からは一切追加融資をして貰えないと思ひ、返済猶予の申込みを行いたいができないという現実がある。可能であれば返済猶予に加えて、追加融資も積極的に対応するよう金融機関に指導してほしい。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針		
5	全般	<p>既に保証協会付で条件変更を実施した債務者から、さらに、貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、信用保証協会も積極的に対応すると考えてよいか。</p> <p>信用保証協会においては、これまでも貸付けの条件の変更等に積極的に対応してきたところと承知しており、今後も積極的に取り組んでいくものと認識しております。</p> <p>なお、信用保証協会による保証が付与された債権について、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合には、金融機関におかれては、法第4条第4項や本監督指針Ⅱ-1-2-2(3)の趣旨も踏まえ、信用保証協会と緊密な連携を図りつつ、できる限り、当該申込みに応じるよう努めることが求められます。</p>
6	Ⅱ-1-2	<p>監督指針Ⅱ-1-2に「情報の確認」とあるが、どの程度の水準を要求しているのか。例えば、貸出条件の変更等の申込みの事実確認に止まるのか、対応可否、諸条件、対応時期等を含めた内容まで及ぶのか。また、貸付残高の多い金融機関の対応も同様でよいか。</p> <p>金融機関間で相互に確認する情報とは、自金融機関が債務者に対して貸付けの条件の変更等を行うに当たって、通常の金融実務に照らして必要な範囲の情報を指すものであり、例えば、他の金融機関の対応可否、貸付けの条件の変更等の内容、債権の保全状況等が含まれると考えられます。</p> <p>他の金融機関等と連携を図る際には、独占禁止法に抵触しないよう、本監督指針Ⅱ-1-2-2(3)～(5)(注)に規定する主な留意点をご参照ください。また、金融機関間で貸付けの条件の変更等について(明示・黙示の別を問わず)合意が生じることがあれば、独占禁止法上問題となることにご留意ください。また、貸付残高の多い金融機関は、貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を積極的に行うなど、緊密な連携を図るよう最大限努めることが求められます。</p>
7	Ⅱ-1-2-2	<p>中小企業金融円滑化指針Ⅱ-1-2-2(3)では、「相互に貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を行う」とあるが、「情報の確認」については、あくまでも自行でリスクの可否を判断するための判断材料の一つとして行うとの認識でよいか。他方、情報確認を通じて、他の金融機関に判断を強要したり、他の金融機関と対応を協議・約束することは、独占禁止法上の問題があるとの認識でよいか。</p> <p>貴見のとおりです。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方	
●中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針			
8	Ⅱ-1-2-2	<p>中小企業金融円滑化指針Ⅱ-1-2-2(3)では、他の金融機関等との間で、貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を行う場合は、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を得ることを前提としているが、当該同意は書面による方法のほか口頭による確認でも差し支えないか。</p>	<p>口頭による確認であっても差し支えありません。なお、債務者とのトラブルを回避する、又は自金融機関の取組みを事後的に検証するといった観点から、確認を行った事項について何らかの形で記録を残しておくことが望ましいと考えられます。</p>
9	Ⅱ-1-2-2	<p>貸付け条件の変更等に係る債務者との協議等を行う場合、金融機関の各営業店は、日頃、債務者の経営指導を行っている商工会と連携し、経営の改善又は再生の支援を行う態勢を整備(金融円滑化協議会等の開催等)するよう、指針に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>本監督指針は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく監督事務に関し、その基本的考え方及び監督上の評価項目を規定するもの(Ⅰ-1-(3))であるため、同法第4条及び第5条に規定する緊密な連携を図るよう努める先以外の連携先については特段の規定をしておりません。</p> <p>なお、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-5-2-1(5)において、「地域密着型金融において求められる内容が高度化、多様化する中で、地方公共団体、商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会、事業再生の外部専門家等の関係者との必要な連携が図られているか。」という点が着眼点として規定されています。</p>
10	Ⅱ-1-2-2	<p>条件変更対応保証の利用を希望する場合、「債務者の事業についての改善又は再生の可能性を説明する文書」において、債務者の事業についての改善又は再生の蓋然性については、どの程度まで根拠を疎明する必要があるのか。</p>	<p>「条件変更対応保証を付与することにより、中小企業者の事業についての改善又は再生が図られる蓋然性があるか否か」について信用保証協会が適切に審査を行えるように、金融機関は可能な限り具体的に記載した文書(信用保証協会から求められた場合、中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性を判断した際の根拠等を含む。)を提供することが求められます。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針		
11	II-2-2-1	<p>中小企業金融円滑化指針II-2-2-1(1)では、「基本方針には、貸付けの条件の変更等に関する取組み方針や態勢整備(経営陣による主導性とコミットメントを含む。)について、可能な限り具体的に記載しているか。」と規定されている。コミットメント(公約・約束と理解)においては、具体的な記述は実質的に条件緩和の基準となるため、「可能な限り具体的に記載しているか」の適切性は監督・対応上の最重要判断となることから、特に具体的な理解ができるような記載していただきたい。抽象的な表現では、行政庁が異なる場合においては、事例に対する着眼点の理解や監督・対応が異なってしまうことが懸念される。こうしたことから具体的な表現を希望する。</p>
12	II-2-2-1	<p>中小企業金融円滑化指針II-2-2-1(3)の(注)において、独立した苦情相談窓口については、既存の顧客相談窓口を設置することでも差し支えないとあるが、その場合であっても個別の電話番号等とする等、外形的に独立した形態とする必要があるとの理解でよいか。</p>
13	II-2-2-1	<p>別紙様式第1号及び第2号記載上の注意3及び中小企業金融円滑化指針II-2-2-1(3)にある「独立した苦情相談窓口」とは、「信用リスク管理部門からの独立」を意味するのか、「既存の各種相談窓口からの独立して別途専用窓口を設ける」という意味なのか確認したい。後者である場合、対応人員も独立して配置する必要があるのか。</p>
		<p>貸付けの条件の変更等に関する取組み方針の策定や態勢整備については、経営陣の主導的な関与の下で行われることが期待されており、このような観点から、II-2-2-1(1)が着眼点として規定されています。なお、当該着眼点は、貸付けの条件の変更等に係る具体的な審査基準の基本方針への記載を求めるものではありません。</p> <p>貴見のとおりです。なお、当該窓口が貸付けの条件の変更等に係る苦情相談窓口であることが債務者に分かるよう、明示していただく必要があります。</p> <p>「本部に貸付けの条件の変更等に係る苦情相談窓口を独立して設置」することとしていますが、これは、「既存の各種相談窓口から独立して別途専用窓口を設ける」という趣旨です。当該窓口が貸付けの条件の変更等に係る苦情相談窓口であることが債務者に分かるよう、明示していただく必要があります。なお、債務者への対応が円滑に行われる限りにおいては、対応する職員が他の相談案件を兼務することは差し支えありません。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針		
14	Ⅱ-2-2-1	<p>中小企業金融円滑化指針Ⅱ-2-2-1(4)では、「営業店の評価、その他業績評価等の基準が、法第6条に掲げる方針と整合的なものとなっているか。」と規定されている。この点について、現時点で金融機関内部の評価基準となっていない場合は、新たに評価基準を作成するまでではなく、評価基準がある場合もマイナス評価となっていなければよいと理解してよいか。貸付けの条件の変更等は営業店によって対象となる取引の多寡が一律ではないことから、一律的な評価には馴染みにくいと考えられる。</p>
15	Ⅱ-3	<p>条件変更に関わる経営再建計画は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画と同一レベルのものであるとの理解でよいか。</p>
16	Ⅱ-4	<p>中小企業金融円滑化指針Ⅱ-4(2)では、「重大な問題があると認められる場合には、銀行法第26条第1項その他の法令の規定に基づく業務改善命令又は業務停止命令の発動を検討する」と規定されているが、法第3条から第5条までは金融機関の努力義務を規定したものであり、こうした規定を根拠に不利益処分を検討するに当たっては、慎重な判断が要求されると考えられる。従って、本指針の着眼点にあつては、「真摯に対応」、「意思に反して」(Ⅱ-1-2-1の(1))、「可能な限り」(Ⅱ-1-2-1の(3))等の抽象的な表現でなく、より具体的な記載が必要と考える。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針		
17	<p style="text-align: center;">系統金融機関 向けの総合的な 監督指針 I-3-4-3</p>	<p>①系統金融機関向けの総合的な監督指針 I-3-4-3において、中小企業金融円滑化法に基づく監督を行うに際しては、中小企業円滑化指針の規定を参照することとされているが、「参照」とはどのように理解すればよいのか。従前の監督指針では、着眼点等について「参照」と規定されているが、本指針では、中小企業金融円滑化指針「II-4 監督手法・対応」についても参照とすることとなるのか。その場合における参照とはどのように理解すればよいのか。</p> <p>②中小企業金融円滑化指針 I-2において、「本監督指針の運用に当たっては、各金融機関の規模、特性その他の個別状況等を十分に踏まえ、機械的、画一的な取扱とならないよう配慮するものとする。」あるが、こうした趣旨や、系統金融機関においては、所管行政庁が各都道府県知事である都道府県域未達の農協が殆どである状況を踏まえれば、「参照」でなく、系統金融機関の規模、特性を踏まえた独自の監督指針とした方が、適切な法令運用に資すると考える。</p>

本法の施行に併せて、農協を監督する都道府県に対して、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」及び「系統金融機関向け総合的な監督指針」を地方自治法に基づく技術的な助言として先般お示したところです。都道府県が本法に基づく監督事務を行うに当たっては、本監督指針等に則って、所管する農協の規模、特性その他の個別の状況等を十分踏まえ適切な監督を行っていただきたいと考えています。

なお、本法に基づく監督事務に関しては、別途「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」が設けられているため、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の I-3-4-3 を設けたものです。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
1	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等では、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないとされている。しかしながら、そもそも貸出条件緩和債権の定義は法令(内閣府令)で定められているものであり、当該指針は、法令改正を行うことなく貸出条件緩和債権の範囲を実質的に変更するものに他ならない。法令上の取扱いの明確性を確保する観点からは、貸出条件緩和債権に該当しないとするために法令上の措置を手当てすることが望ましいと考えられるが、そのような措置を講じなかった理由はなにか。また、貸出条件緩和債権の定義は銀行法施行規則で定められているが、貸出条件緩和債権に該当しない範囲を変更するにあたり、法令上の措置を手当てしなかった理由はなにか。</p>	<p>中小企業においては、経営再建計画を迅速に策定することが困難な場合があります。また、外的要因により売上が急速に落ち込み、関係者と資産売却や経費削減等について合意する時間がない場合もあり得ると考えられます。</p> <p>今般の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改定は、このような中小企業の実態に即して、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の規定の解釈を明確化するものです。</p>
2	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においては、引き続き、不良債権の早期認知や不良債権に係る厳格な自己査定及び適切な償却・引当の実施が着眼点とされている。今回の改正案は、監督指針におけるこうした基本的な着眼点と整合しないのではないかと。</p>	<p>今般の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改定は、中小企業の実態に即して、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の規定の解釈を明確化するものです。</p> <p>本改定は、ご指摘のような、不良債権の早期認知、不良債権に係る厳格な自己査定及び償却・引当等といった既存の着眼点を否定するものではなく、不整合な点は生じていないものと考えます。</p>
3	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.本文等の改正案は、住宅資金借入者は対象となるか。</p>	<p>「債務者が中小企業であって」とあり、債務者が中小企業である場合に限定されます。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
4	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。本文等の改正案において「債務者が中小企業であって」とあるが、当該中小企業はどのような基準で判断すればよいか。一定の定義を設けた場合、かえって画一的な取扱いとなるおそれがあるため、中小企業の定義を設けないとする場合、経営と所有が分離されておらず、企業と代表者等が一体となって経営がなされているような中小・零細企業に限定して判断すべきと理解してよいか。それとも金融円滑化法に定義されている中小企業者等を基準に判断しても差し支えないのか。</p>	<p>検査マニュアル同様、ここでの「中小企業」の定義は設けられておらず、実態を踏まえて判断していただく必要があります。</p>
5	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>① 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。本文において「貸出条件の変更を行なった日から最長1年以内に経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行なった日から最長1年間は条件緩和債権に該当しないものと判断し差し支えない」とあるが、これは、既に貸出条件緩和債権に該当している債権がある先に対しても適用できるのか。また、適用できる場合、どの時点を起点として最長1年間は条件緩和債権に該当しないとできるのか。</p> <p>② 今般の改正は恒久的な措置なのか。</p> <p>③ 当該改正規定を適用した債務者が1年以内に経営再建計画を策定したものの、業績の回復が進まず、貸出条件緩和債権に認定した場合、再度債務者から経営再建計画策定の意思を確認できれば貸出条件緩和債権に該当しないと判断することはできるか。</p>	<p>① について、本改定は、法の施行日前に行われた貸出条件の変更についても適用することが可能です。この場合、「最長1年以内」の起点は、直近の「貸出条件の変更を行った日」となります。</p> <p>② について、本改定は、中小企業の特性・実態に即したものであり、恒久的な改定となっております。</p> <p>③ について、業績の回復が進まず、貸出条件緩和債権に認定した場合は、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定する見込みがないものと考えられ、本改定内容を適用して貸出条件緩和債権に該当しないと判断することは不適當と考えられます。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
6	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。(注3)において、「事業再生ADR手続に従って決議された事業再生計画については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。」との規定が追加されたが、これは大企業においても同様の取扱いができると考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。本文において「貸出条件の変更を行なった日から最長1年以内に経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行なった日から最長1年間は条件緩和債権に該当しないものと判断し差し支えない」とあるが、貸倒引当に関しては、経営再建計画が策定されていないことから債務者の信用リスクは要管理先相当と捉えて引当を行なう方法と、債務者区分に従い要注意先として引当を行なう方法が考えられる。いずれの方法により、引当を行なうかは金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。</p>	<p>会計原則に則り、会計監査人と協議の上、債務者の信用力に応じた適正な引当金を計上することが求められます。</p>
8	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。の(注5)において「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在することが確認でき、かつ、債務者の経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。」とされている。この点について、以下の点について確認したい。</p> <p>① 債務者の経営改善計画を策定する意思は、文書で確認する必要があるのか、それとも口頭での確認でも可能か。</p> <p>② 「銀行と債務者との間で合意には至っていないが、」とあるが、この場合の合意とは、何に関する合意を意味するのか。</p>	<p>①について、口頭による確認であっても差し支えありませんが、確認を行った事項について何らかの形で記録を残しておくことが求められます。</p> <p>②について、銀行と債務者の間での合意とは、経営再建のために必要な資源等の活用に関する合意を指すものです。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
9	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	債務者が複数の債権を有しており、それらの債権の一部について貸出条件の変更を行った場合、1年以内の実現可能性の高い抜本的な経営再建計画が策定される見込みがあることを確認できれば、当該債権以外の債権についても、全て正常債権と判断してよいか。	債務者が複数の債権を有しており、それらの一部についてのみ貸出条件の変更を行った場合であっても、当該貸出条件の変更を行った債権以外の債権の状況も考慮に入れた上で、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画が策定されることが通常であると考えられることから、そうした場合には、全ての債権について正常債権と判断して差し支えありません。
10	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 経営再建計画を作成する見込みがあるとして1年間は貸出条件緩和債権に該当しないと判断した債務者について、 ①1年経過時点において経営再建計画の策定に至っていない場合、再度1年以内の経営再建計画策定の見込みを検討できるか。 ②1年経過を待たず経営再建計画の策定が困難であると明らかになった場合、その時点で直ちに貸出条件緩和債権と認定されるのか。 ③貸出条件緩和債権の認定もしくは判定は、当該債務者のすべての債権について一括で判定を行うのか。	①について、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していないが、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとして、貸出条件緩和債権に該当しないとされた債権については、貸出条件の変更を行った日から1年経過した時点において経営再建計画が策定されていないときは、貸出条件緩和債権に該当することとなります。 ②について、貴見のとおりです。 ③について、貸出条件緩和債権に該当するか否かの判定については、債権ごとに行うこととなります。
11	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 本文等では、「貸出条件の変更を行っても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。」とされている。この点に関連して、反復して複数回の条件変更を行う場合、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内とは、初回の条件変更時から1年以内をいうのか、それとも直近の条件変更日から1年以内をいうのか。	直近の「貸出条件の変更を行った日」から最長1年以内に経営再建計画を策定する見込みがあるときには、本改定を適用することが認められます。 なお、金融機関においては、反復して複数回の貸出条件の変更を行うに至った事情も勘案しつつ、経営再建計画を策定する見込みについて、適切に判断することが求められます。
12	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	債務者の経営再建のための資源等が存在するかは、銀行で判断するものとの理解してよいか。	貴見のとおりです。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
13	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	<p>これまでの監督指針や金融検査マニュアル等の改定によって、中小企業向け融資については柔軟な貸出条件の変更等の対応が可能となったが、住宅資金に係る貸出条件の変更等については特段の見直しが行われていないため、依然として十分な金融円滑化を図ることができずにいる。住宅資金の金融円滑化に資するような見直しについても検討してほしい。</p>	<p>住宅資金借入者に対して貸付けの条件の変更等を行った場合において当該借入者に係る貸出金が貸出条件緩和債権に該当するか否かの判断は、従来どおり、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等、金融検査マニュアル及び貸出条件緩和債権関係Q&Aに基づいて行うこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ロ.においては、担保・保証による保全の状況を「債務者に対する取引の総合的な採算」に勘案することとされています。 ・金融検査マニュアル(自己査定(別表1))においては、住宅ローンについては、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとされています。 ・また、貸出条件緩和債権関係Q&A問10においては、住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合には、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いないと認められ、貸出条件緩和債権には該当しないとされています。 <p>このように、住宅ローンについては、その特性を踏まえた対応が既に図られているものと考えます。</p>
14	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	<p>住宅ローン等の定型ローン商品について、要注意先の債務者に対し、当該定型ローンの定め範囲内の貸出条件の緩和については、貸出条件緩和債権に該当しないと考えるよいか。</p>	<p>貸出条件緩和債権関係Q&Aの問10にあるとおり、金利減免や元本返済猶予等の貸出条件の改定を実施し、当該債務者に対する総合的な採算を勘案しても基準金利と同等の利回りが確保されていない場合であっても、住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合は、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いないと認められ、貸出条件緩和債権に該当しないこととなります。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
15	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>要注意先に対する貸出条件変更について、変更後の貸出金が、担保や保証により全て保全されている場合(住宅ローンを含む)、当該貸出金に係る調達コストを確保していれば、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると判断し、貸出条件緩和債権には該当しないと考えるよいか。</p>	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③等にあるとおり、債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている場合は、当該債権は貸出条件緩和債権に該当しないものと考えられます。</p>
16	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。本文において「貸出条件の変更を行なった日から最長1年以内に経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行なった日から最長1年間は条件緩和債権に該当しないものと判断し差し支えない」としているが、この点について、</p> <p>①条件変更後の債権が基準金利を充たさず、かつ実現可能性の高い抜本的な経営改善計画も作成されていない場合であっても、経営改善が見込まれれば貸出条件緩和債権に該当しないと理解してよいか。</p> <p>②条件変更後でも基準金利を満たしていれば貸出条件緩和債権に該当しないので、経営改善計画の作成の義務付けはないと理解してよいか。</p>	<p>①について、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定しておらず、貸出条件の変更を行った債権が貸出条件緩和債権に該当する場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときは、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えありません。</p> <p>②について、貴見のとおりです。なお、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」Ⅱ-1-2-2(1)において、「貸付けの条件の変更等に係る債務者との協議に当たり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論しているか。また、経営再建計画を策定する意思のある債務者から要請がある場合には、経営再建計画の策定を支援しているか」との着眼点が規定されていることにご留意ください。</p>
17	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ. 等	<p>「貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」という場合の経営再建計画は、Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。(注1)及び(注2)の要件を満たすものの(3年後の債務者区分が正常先となる計画)と理解してよいか。</p>	<p>ここでの「経営再建計画」の要件については、ご理解のとおり、Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ。(注1)及び(注2)をご参照ください。</p> <p>なお、当該(注2)において、「債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」とされています。従って、債務者が中小企業である場合には、計画期間が3年を超えることも認められていることにご留意ください。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等			
18	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	利息の支払いを続けている限り、不良債権と扱わないとする一部報道があったが、この点についてはどうなったのか。	元本返済は猶予しているものの、利払いは滞りなく行われてい場合を含め、条件変更を行っても、最長10年以内に正常先となる経営再建計画等があれば不良債権に分類しないこととしております。 今般の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改定では、条件変更等を行っても不良債権に該当しない要件を拡充し、元本返済は猶予しているものの、利払いは滞りなく行われている場合を含め、債務者が中小企業であって、かつ、条件変更を行った日から最長1年以内の実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定の見込みがあるときには、条件変更を行った日から最長1年間は不良債権に分類しないこととしています。
19	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	金利支払猶予や元本返済猶予等の貸出条件の変更を行った場合には、猶予期間中債務者の経営状況が改善するなどし、猶予期間が終了しない限りは、貸出条件緩和債権に該当するという理解でよいか。	金利支払猶予や元本返済猶予等の貸出条件の変更を行った場合であっても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されているときは、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととされています。「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.をご参照ください。
20	Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.等	監督指針の今般の改定箇所については、外国銀行在日支店には適用されない、という理解で問題ないか。	貴見のとおりです。銀行法施行規則第19条の2第2項に規定されているとおり、外国銀行支店については貸出条件緩和債権に該当する貸出金の開示を求められていないため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の今般の改定箇所は適用されません。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●その他			
1		<p>経営者だけでは借入返済条件変更を交渉するのは難しく、一部の銀行により理不尽な対応をされることも考えられるため、事案を一般に公表し、わかりやすい事例集を作成してはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、貸付けの条件の変更等の対応措置の状況は四半期又は半期ごとに各金融機関において開示することとされております(法第7条)。</p>
2		<p>銀行から中小企業への融資の実態は信用保証協会が100%保証する場合にのみ実行されているのが現状である。中小企業が懸念するのは、返済猶予を申請した後の追加融資がおそらく無理だと言うこと。昨年の金融融資制度に基づき別枠が設定されたが、来年3月で期限切れの状態。来年の3月以降に融資を受けられない中小企業は倒産せざるを得ない。東京都や区の優遇制度も結局は信用保証協会の審査次第となっており、銀行は手続きをするだけで、実際には信用保証協会、即ち国が融資を断っているのと同じである。保証協会の融資枠の増額、または銀行に融資の実態の調査を希望する。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」Ⅱ-1-2-2(7)において、「貸付けの条件の変更等を行った債務者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付けの条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶していないか」という着眼点が規定されています。</p>
3		<p>金融環境を改善するための提言をしたい。それは、金融の基本に立ち返って、金融機関と中小企業の間生まれってしまった信用の溝を埋める対策を打つことである。すなわち、中小企業(顧問となっている税理士も含めて)に対しては、正確な財務データを開示することが信用を築く基本であることをしっかり啓蒙すること、金融機関に対しては、経営相談、経営指導のできる人材を育成し、これを実行する組織づくりを指導することである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、法律の実効性を確保する観点から、行政庁は、金融機関における中小企業者に対する経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行うこととしております。</p>
4		<p>不動産ノンリコースローンは、責任財産である不動産の売却またはリファイナンスによってのみローンの償還が可能である。したがって、不動産の売却が実現しなかったために実施したリファイナンスは、「旧債の借換え」には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●その他			
5		不動産ノンリコースローンには、予め契約で「予定返済期限」及び「最終返済期限」の2段階の貸出期限が設定される。したがって、予定返済期限にローンが償還されずに最終返済期限までの期間（いわゆるテール期間）に突入したとしても、「返済期限の延長」には該当しないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
6		財務制限条項への抵触や報告期限遅延等のコベナンツ抵触時のコベナンツの変更・猶予については、そもそも「貸付の条件の変更等」に該当しないことを明確化してほしい。	「コベナンツ」は広範な概念であり、個別の事例に応じ判断されるべきものと考えますが、例えば、格付維持条項違反の場合には、一括返済請求が可能、といったコベナンツについて、返済猶予等を行う場合（コベナンツの変更）など、法第4条第1項及び第5条第1項における「貸付けの条件の変更」に該当するものもあり得ると考えられます。ただし、コベナンツの変更は、別紙様式第1号及び第2号の記載上の注意4に規定する「貸付けの条件の変更等」には該当しない（開示・報告の対象とはならない）ことにご留意ください。
7		法第2条第2項第1号の要件に該当する会社であれば、証券化・流動化のピークルである会社も該当するように考えられるが、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（案）のⅡ-1-1(1)では、「最近の我が国の経済金融情勢及び雇用環境の下において、中小企業者及び住宅資金借入者は引き続き厳しい状況にある。このような状況のもと、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を図る観点から、法第3条から第5条までにおいて金融機関の努力義務が規定されている。」とされている。従業員を抱えない法人であるSPCをそもそも適用対象外としているようにも考えられるが、この点を明確化してほしい。	SPC法に基づくSPC（狭義）については、そもそも会社法上の「会社」ではなく、本法の中小企業者には該当しません。ただし、いわゆるSPC（広義）の中には、会社法上の「会社」であって、法第2条第2項の要件に合致するものもあり、その場合には、中小企業者に該当します。しかし、その場合であっても、法第4条第1項の規定により、同項の中小企業者には該当しない場合があります。
8		「債務の弁済に支障が生ずるおそれがあるもの」とは、個別の事象ごとに判断が必要であり、ケースバイケースであると思われるが、当該判定を行うにあたり、金融機関として特に留意すべき点は何か。	本法は、顧客の状況を丁寧に把握し、各顧客の状況に応じた対応を求めるものであり、当該趣旨を踏まえた対応が重要と考えられます。